



4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に記載の質  
疑が、ある場合は、  
令和3年7月27日  
入札説明会を開催し  
、質疑応答を行います  
。なお、当該日以降  
に質疑が発生した場  
合も随時受け付けま  
す。ただし、個人に  
関する情報及び特定  
の個人を識別するこ  
と、当該箇所を伏せ  
るのみならず、当該  
者のみならず、当該  
者の個人情報を公表  
することはありません  
。

5. 証明に関する事項

- (1) 証明書等
- (2) 提出場所
- (3) 提出期限

競争参加者は、上記2.(5)を証明する証明書等を提出しなればならない。  
入札説明書による。  
3.①に同じ。  
令和3年8月5日 12時00分

6. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所

令和3年8月25日 14時00分  
栃木県日光市中宮祠2482-3  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産技術研究所日光庁舎 展示棟セミナー室  
令和3年8月25日 12時00分  
3.①に同じ。

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- (3) 入札の無効
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

日本語及び日本国通貨。  
免除。  
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。  
要。  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。  
資格審査結果通知書写しを提出すること。

8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。  
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。  
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。

※注1  
※注2

- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともにも、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：[http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所には1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業務仕様書

1. 件名 魚類耳石年齢査定及び胃内容物査定業務
2. 業務目的 本業務は、栃木県中禅寺湖、福島県秋元湖、木戸川、新田川に生息する魚類（イワナ、ヤマメ、ホンマス、ブラウントラウト、ヒメマス、ウグイ、フナ、オオクチバス、コクチバス等）の年齢組成を耳石年齢査定分析によって明らかにすること、及び、河川、湖沼に生息する魚類の胃内容物の組成を明らかにすることを目的とする。
3. 予定数量 耳石年齢査定 約800検体  
胃内容物査定 約600検体
4. 納入場所 栃木県日光市中宮祠2482-3  
国立研究開発法人 水産研究・教育機構  
水産技術研究所 日光庁舎
5. 履行期間 自) 契約締結日  
至) 令和4年2月28日
6. 業務内容 **【耳石年齢査定】**  
請負業者は、当所から送付する耳石サンプルについて、薄層切片を作成し、輪紋計数をおこなうとともに、耳石中心から各輪紋外縁までのポストロストラム方向の長さを耳石解析ソフトを用いて1 $\mu$ mの精度で測定する。なお、詳細については下記のとおりとする。
  - (1) サンプルの送付について  
サンプルは1ヶ月当たり最大400検体を送付する。  
請負業者はサンプルを受領した際、破損等がないか確認すること。  
なお、破損等があった際は、速やかに担当職員に報告し指示に従ものとする。  
受領したサンプルは担当職員より分析指示があるまで適切に保管すること。
  - (2) 対象魚類について  
栃木県中禅寺湖、福島県秋元湖、木戸川、新田川に生息する魚類（イワナ、ヤマメ、ホンマス、ブラウントラウト、ヒメマス、ウグイ、フナ、オオクチバス、コクチバス等）
  - (3) 切片作成  
耳石をポリエステル樹脂に包埋し、電動切断機を使用して、耳石中心部を挟む短軸方向の薄層切片を作成する。切片の厚さは0.5mm以下とする（必要に応じ研磨を行う）。
  - (4) 画像解析用の試料作成  
切片を、熱可塑性樹脂でスライドガラスに貼付する。貼付した切片は、0.05N塩酸で30秒程度エッチング処理した後、トルイジンブルー染色（原液で1分程度：個体によって時間調整）し、脱イオン水で軽く流して、風乾する。

(5) 画像解析による年齢査定

顕微鏡撮影を行い、耳石切断面全体を1枚の画像で撮影する。ただし、全個体を一定の倍率で撮影し、画素数は100万画素以上とする。写真撮影された輪紋を計数して年齢査定する（輪紋計数部位を画像にプロットする）。

(6) 分析結果の報告について

分析結果報告書については、①輪紋数、②耳石径および耳石中心から各輪紋外縁までの長さ、③個体ごとの薄層切片の写真をメール添付により提出すること。尚、①、②についてはExcelに入力し提出することとする。

提出期限は、分析を指示（1回当たり200検体を予定）してから30日以内（ただし、期限日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合はその翌日まで）とする。

(7) サンプルの返却について

作成された薄層切片サンプルについては、分析終了後、個体IDなどをラベリングし返却するものとする。返却の際は、破損等が生じないように十分に気をつけること。

**【胃内容物査定】**

請負業者は、当所から送付する魚類胃内容物サンプルについて、種同定、分類ごとの個体数計数、湿重量計量、体積比を測定し、分析結果を報告書として提出することとする。なお、詳細については下記のとおりとする。

(1) サンプルの送付について

サンプルは1ヶ月当たり最大400検体を送付する。

請負業者はサンプルを受領した際、破損等がないか確認すること。

なお、破損等があった際は、速やかに担当職員に報告し指示に従うものとする。

受領したサンプルは担当職員より分析指示があるまで適切に保管すること。

(2) 対象魚類について

①魚種：河川性及び湖沼性魚類

②魚体のサイズ：10cm～70cm程

③採集場所：栃木県中禅寺湖、福島県秋元湖、木戸川、新田川、千葉県手賀沼、利根川

(3) 分析結果の報告について

分析結果報告書については、①種同定、②分類毎の個体数計数、③湿重量計量(0.1mg単位)、④体積比をExcelに入力し、メール添付により提出すること。

提出期限は、分析を指示（1回当たり200検体を予定）してから30日以内（ただし、期限日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合はその翌日まで）とする。

(4) サンプルの返却について

当所より送付したサンプルは、分析終了後に下記のとおり分別及びラベリングをして冷凍返却するものとする。

- ① 分別：採集日、種毎にまとめてガラス瓶に入れる。
- ②ラベリング：瓶毎に、採集日、種名、個体数を記載する。また返却の際は、破損等が生じないように十分に気をつけること。

7. 業務の完了 全ての分析サンプルを返却し、耳石年齢査定、胃内要物査定、それぞれの分析結果報告書をCD-R等電子媒体で2部提出することで業務完了とする。

8. その他
- (1) 分析結果は誤謬がないように報告すること。
  - (2) 運送に係る経費及び消耗品等（瓶など）に係る経費は、全て請負業者が負担するものとする。
  - (3) 詳細については担当職員の指示に従うこと。